

令和3年度 第1回四街道市市民参加推進評価委員会会議 議事録

日 時 令和3年6月29日(火)

午後3時から4時5分まで

場 所 四街道市役所障害者支援課2階会議室

出席委員：6名(日野委員長、椎名委員、石川委員、小笠原委員、田谷委員、新村委員)

欠席委員：なし

職 員：大手課長、舩津課長補佐、多田情報公開室長、菅原主査、三浦主任主事

傍聴人：2名

—— 日程 ——

1. 開会

(1) 総務課長あいさつ

(2) 職員紹介

(3) 委員長あいさつ

2. 諮問

3. 議事

(1) 会議録の発言者明記について

(2) 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について

(3) 各案件審議

4. その他

5. 閉会

—— 1. 開会 ～3. 議事(2)については議事録省略 ——

3. 議事

(3) 各案件審議

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題1 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

事務局(菅原)：【資料No.1 第3次四街道市地域福祉計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：私のほうから一点、意見交換会をされていますが、これは新型コロナウイルス対策を講じながら福祉センターで行われたという理解でよろしいでしょうか。

事務局（菅原）：当市においては、昨年のコロナ禍以降、会議開催に当たっては、換気やアクリル板の設置など、基本的な感染予防対策に配慮して行うよう庁内へ通知がなされていますので、そのような配慮がなされた上での会議であると考えております。

日野委員長：わかりました。ありがとうございます。その他、委員の方、何かありますでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.2 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

新村委員：サンプル数も十分に信頼度の高いアンケート調査をされているようですが、担当課にはどのような負担があるのでしょうか。

事務局（菅原）：こちらにつきましては、65歳以上の高齢者等1,600名、また要介護認定者等1,400名の方を対象に郵便方式により実施しています。先ほどの地域福祉計画もそうですが、郵便物を送付した上でアンケート調査を依頼しているということであり、ご協力をいただくにあたり、市役所全体に言えることですが、本来の業務を行いながらお問い合わせに対する丁寧な説明とご質問に対するご回答をしないといけないので、そういったところは、当たり前のことではありますが、大変な部分なのではないかと思えます。

新村委員：非常に素晴らしいと思います。

日野委員長：そうですね、市民参加手続としても、計画の策定にあたって、このように市民の方々より幅広く意見を聞く姿勢は非常に大事であると私も思っていますので、よろしいのではないかと思います。その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.3 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.4 四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：こちらは、第6条第1項第6号の事案に該当するので、市民参加手続は、意見提出手続のみということなのですね。

事務局（菅原）：はい。申請に対する行政としての意思表示を示すということで、処分性を帯びることになるので第6条第1項第6号の審査基準に該当します。市民参加条例に照らし合わせますと、この場合、パブリックコメントのみを行えば良いことになっていますが、その他の手続を否定するものではありません。

日野委員長：はい。そのような運用で理解いたしました。その他、いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.5 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定(参酌基準部分)】の概要説明

日野委員長：適用除外とする公表・公告が遅れていたということですが、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

石川委員：こちらは、いつの時点で、公表できるものだったのでしょうか。

事務局（菅原）：こちらは、意見提出手続(パブリックコメント)に係る公告と同じタイミングで適用除外の公告がなされていれば問題はなかったものであったので、令和3年3月4日

までに公表しておくのが望ましかったということになります。

日野委員長：石川委員よろしいでしょうか。

石川委員：はい。

日野委員長：基本的には、意見提出手続と併せながら、実施しない旨の公表をするのが適切であって、本来あるべき姿ではないかと考えています。意見提出手続自体は、公表の手続きがなされていますけれども、一方の適用除外とする公表が遅れてしまったことについては、今後注意していただきたいと考えております。原則としては、行政活動の実施前までに、公表することとなっているということで、委員会としては、「市民参加条例の解釈及び運用」に基づいて、市民参加手続の適用除外とすることがわかった時点で速やかに公表されるべきであった旨の意見を付したいと思いますが、いかがでしょうか。

>異議なし

○議題2 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（菅原）：【資料No.6 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定（従うべき基準部分）】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.7 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.8 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.9 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.10 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.11 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題3 令和3年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）：【資料No.12 第四次四街道市子ども読書活動推進計画（令和4年度～令和8年度）の策定】の概要説明

日野委員長：市民参加手続の実施根拠は、第6条第1項第1号ではないのですよね。

事務局（菅原）：同計画は、今回、「第四次」計画となっていますが、「第三次」計画についても第6条第4項を根拠に行っておりました。第1号に該当する余地があるのか等について

は、今後、計画の位置付けや内容等を踏まえ、より適切である適用条項を精査したいと思います。

日野委員長：分かりました。「市民参加条例の解釈及び運用」ですと、生涯学習推進計画が第1号に該当しているので、例示の計画に類似しているという点で、「市民参加条例の解釈及び運用」との整合性についてご検討いただければと思います。今回は第4項で進めるということで、委員の皆様いかがでしょうか。

>異議なし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.13 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.14 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題4 市民参加手続の実施予定・実施状況について

事務局（菅原）：【市民参加手続の実施予定・実施状況について】の概要説明

日野委員長：条例第16条に基づく公表ということで、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：では、「意見なし」とさせていただきます。以上で、議題についてすべて審議は終了しました。答申文については、私に一任させていただくということでよろしいでしょ

うか。

>異議なし

日野委員長：ありがとうございます。

4. その他

日野委員長：その他事務局から何かありますか。

事務局（菅原）：【以下、3点について説明】

- ① 令和3年3月16日開催の前回委員会における答申への市の対応について
- ② 次回委員会の開催予定（10月下旬から11月上旬頃）について
- ③ 当委員会の委員任期について、次期（第8期）公募委員の募集について

日野委員長：それでは本日の議事については終了しましたので、事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局（大手課長）：それでは令和3年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございました。